

農業所得を向上する取り組みを行う農業者の皆様を支援します。



## 石川町農業経営改善支援事業

### 1 事業内容について

継続的に農業経営を行うため、所得を10%以上増加させることを目的に、計画的に経営改善に取り組む農業者に対して、計画達成に必要な機械・施設等の導入支援を行います。

### 2 補助率について

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| ① 通常の実組の場合                                | <u>事業費の1/3以内(上限:100万円)</u> |
| ② 水稲からの転換又は水稲との複合経営として園芸品目(加工含む)を新規導入する場合 | <u>事業費の1/2以内(上限:150万円)</u> |

### 3 補助対象要件について

- (1) 農業所得を10%以上増加する計画であること。
- (2) 導入予定の機械・施設が目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものではないこと。
- (3) 導入予定の機械・施設が原則として新品、新設であること。
- (4) 事業の内容が、過去において他の補助事業により補助を受けたものと同一であり、その更新と認められる場合ではないこと。

### 4 申請方法について

#### (1) 必要書類について

- ア 石川町農業経営改善支援事業認定申請書(様式第1-1号) ※
- イ 農業所得向上計画(様式第1-2号) ※
- ウ 事業費の根拠となる書類(カタログ、見積書3社)
- エ 前年度の確定申告書、青色申告決算書(収支内訳書)の写し
- オ 前年度の納税証明書

※ 石川町農業経営改善支援事業認定申請書(様式第1-1号)及び農業所得向上計画(様式第1-2号)については、石川町HPからダウンロードするか後記お問い合わせ先へ資料請求を行うことで入手してください。

#### (2) 申請にあたっての留意事項について

- ・石川町農業経営改善支援事業認定申請書(様式第1-1号)及び農業所得向上計画(様式第1-2号)の記入については、記入例を参考のうえ申請者御本人が記入してください。
- ・本事業はポイントによる採択制の事業のため、申請をしても事業採択とならない可能性があります。

### 5 申請受付期間について

令和4年4月1日(金)から令和4年5月13日(金)まで

上記必要書類を整備のうえ、石川町農政課農政係まで御提出願います。

## 6 事業についてのQ&A

Q

補助対象要件(2)の「導入予定の機械・施設が目的外使用のおそれのあるもの又は事業効果の少ないものではないこと。」について、詳細を教えてください。

A

導入予定の施設・機械が、所得の向上に直接寄与するものではない場合(単に作業の利便性を高めるにとどまり、単価の向上や経営面積の規模拡大等につながらないもの)は、合理的な理由を説明できない場合補助の対象となりません。

また、軽トラック・PC等容易に農業用以外への転用が可能な機械についても、事業目的と合致しないため対象となりません。

Q

4申請方法(2)申請にあたっての留意事項についての中に、「本事業はポイントによる採択制の事業のため、申請をしても事業採択とならない可能性があります。」とありますが、ポイント制の配点について教えてください。

A

ポイント制の配点については、石川町HPに掲載されている「石川町農業経営改善事業実施要領」の別表でお示ししているとおりとなっております。

なお、提出された石川町農業経営改善支援事業認定申請書(様式第1-1号)及び農業所得向上計画(様式第1-2号)については、石川町経営改善センターに諮り、「計画が達成可能なものであるか」「事業のモデル性はどうか」等の審査を行い、優れていると判断された計画から採択を行います。

Q

本事業の要件達成が難しいため、別事業による申請を考えています。石川町が実施する施設・機械導入の事業があれば教えてください。

A

本町の実施する農業のための施設整備及び機械導入事業については、令和4年度より本事業に一本化を行いました。そのため、**石川町が実施する施設・機械導入の事業は本事業のみになります**ので、令和4年度に施設・機械導入を行う方で町の補助事業を活用して導入することを希望する農業者の方につきましては、必ず申請受付期間内に申請をお願いします。

## 7 お問い合わせ先

石川町役場農政課農政係

石川町字長久保185-4

TEL:0247-26-9126 FAX:0247-26-0360

